

令和4年安曇野市議会 9月定例会 提案説明書

— 目次 —

報告第 19 号	1
報告第 20 号	2
報告第 21 号	3
報告第 22 号	4
議案第 66 号	6
議案第 67 号	7
議案第 68 号	8
議案第 69 号	9
議案第 70 号	10
議案第 71 号	16
議案第 72 号	17
議案第 73 号	18
議案第 74 号	20
議案第 75 号	21
議案第 76 号	22
議案第 77 号	24
議案第 78 号	26
議案第 79 号	31
議案第 80 号	34
議案第 81 号	36
議案第 82 号	39
議案第 83 号	40
議案第 84 号	41
議案第 85 号	42
議案第 86 号	43
議案第 87 号	44
議案第 88 号	45
議案第 89 号	46
議案第 90 号	49
議案第 91 号	51
議案第 92 号	52
議案第 93 号	53
議案第 94 号	54

報告第 19 号

令和 3 年度決算に基づく安曇野市健全化判断比率について

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて報告するものです。

健全化判断比率の内、実質赤字比率、連結実質赤字比率は決算がともに黒字であるため、算定されません。

実質公債費比率は 9.1%でした。昨年度 9.5%でしたので、0.4 ポイント改善しました。

なお、将来負担比率は昨年度 4.2%でしたが、今年度は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、算定されません。

参考までに、安曇野市に適用される早期健全化基準は、表の括弧内の数字のとおり、実質赤字比率が 11.92%、連結実質赤字比率が 16.92%、実質公債費比率が 25.0%、将来負担比率が 350%です。

説明は以上です。

報告第 20 号

令和 3 年度決算に基づく安曇野市産業団地造成事業特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告します。

資金不足比率は算定されませんでした。

説明は以上です。

報告第 21 号

令和 3 年度決算に基づく安曇野市有明荘特別会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告します。

資金不足比率は算定されませんでした。

説明は以上です。

報告第 22 号

令和 3 年度決算に基づく安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業会計資金不足比率について

本件について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告します。

資金不足比率は、安曇野市水道事業会計、安曇野市下水道事業会計ともに、算定されませんでした。

なお、表中の備考欄の数値は事業規模です。

説明は以上です。

【資金不足比率】 H21年4月より施行

地方公共団体の財政状況を明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとるための統一的な指標です。

○公営企業はその費用を自身の料金等で賄うことが原則であることから、赤字にならないように監視する必要があります。このため公営企業の企業経営の収支に基づく赤字を指数化したものが資金不足比率になります。

○【計算】資金不足額を、事業規模となる営業収益で除して、算定することとされています。中段にある表の備考欄が事業規模です。

資金不足とは、流動負債から企業債の償還と引当金を除いたものと流動資産を比べ、流動負債の方が多い状態を言うものです。

水道事業会計

決算書 P8.9 貸借対照表 水道事業会計

流動負債 909,896,107 円－企業債 597,553,429 円 = 312,342,678 円

流動資産は 2,978,300,266 円 差引 2,665,957,588 円 流動資産が多い。

下水道事業会計

決算書 P40.41 貸借対照表

流動負債 2,776,899,061 円－企業債 2,501,466,939 円 = 275,432,122 円

流動資産は 1,212,654,072 円、 差引 937,221,950 円 流動資産が多い。

○備考欄 資金不足比率の算定に用いた事業の規模を記載しています。

水道事業会計

営業収益 (P4) 18 億 6,285 万 8,996 円から、

受託工事収益 (P4 の 1 (2)) 767 万 4,700 円を控除した額

18 億 5,518 万 4,296 円

下水道事業会計

営業収益 (P36 計) 16 億 6,521 万 3,501 円から、

受託工事収益 (P36 の 1 (2)) 401 万 3,900 円及び

他会計負担金 (P36 の 1 (3)) 196 万 1,190 円を控除した額

16 億 5,923 万 8,411 円

議案第 66 号

安曇野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(条例改正の主旨)

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、本年 10 月 1 日に施行されることを受け、条例の一部を改正するものです。

今回の法律改正で育児休業は、生後 8 週間の期間と、それ以降の期間でそれぞれ 2 回まで分割して取得できるよう、取得回数制限が緩和されます。

条例改正の主な内容ですが、非常勤職員の子が生後 8 週以内の場合に育児休業を取得する場合の要件の緩和、同じく非常勤職員の子が 1 歳以上の場合に育児休業を取得する場合の取得時期を柔軟化、それから再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」を改正するものです。

条例案の第 2 条第 3 号では、非常勤職員が生後 8 週間以内に育児休業を取得する場合の要件を規定し、これまでより短期間の雇用、具体的には生後 8 週以後 6 か月先の雇用が予定される場合に育児休業を取得できるよう、取得要件を緩和するものです。

続いて、第 2 条の 3 第 3 号のアですが、夫婦同時あるいは夫婦交替で育児休業を取得する場合の規定です。これまでは、1 歳到達から 1 歳 6 か月の期間の途中での育児休業の取得が認められていなかったのですが、期間中に夫婦で交替して育児休業を取得できるよう取得要件を柔軟化するものです。

また、第 3 条では、再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」を改正するもので、具体的には保育所に入れない場合等を特別の事情として加える改正です。

本改正は、令和 4 年 10 月 1 日から施行することとします。

説明は以上です。

議案第 67 号

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例

安曇野市マウンテンバイクコースについては、利用者のニーズに対応したきめ細やかな質の高いサービスを提供し、効率的、効果的かつ安全な管理運営を行うことを目的として、令和5年度から指定管理者制度を導入する予定です。

そのため、指定管理者がマウンテンバイクコースの管理運営を行えるように、指定体育施設に同施設（コース）を新たに加えるものです。

改正の主な内容でございますが、

第3条第1項の表の指定体育施設に「安曇野市マウンテンバイクコース」を加えます。

これに伴い、同施設の利用許可に関する権限が市長及び指定管理者となることから、第7条第3項中、「市長」を「市長等」とします。

また、第13条の同施設の利用料金の減免基準につきましては、「安曇野市マウンテンバイクコース管理規則」に規定していることから、同施設が指定管理者による管理となった場合には、同管理規則、すなわち「市長が別に定める基準により」減免することとするものです。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、指定管理者の指定および必要な手続きについては、施行日前においても行うことができるものとしております。

説明は以上です。

議案第 68 号

安曇野市文化振興基金条例

本条例案は、「安曇野市博物館等における美術品取得及び特別企画展開催基金条例」を全部改正し、名称を「安曇野市文化振興基金条例」とし、これまでの基金の目的であった安曇野市立の博物館での美術品購入や特別企画展の開催に追加して、博物館等の整備や文化芸術活動の実施についても基金を処分することができるようにするものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

説明は以上です。

議案第 69 号

安曇野市博物館条例の一部を改正する条例

本改正案は、「博物館法」が一部改正となり条文が追加となったため、条例中に引用する関係条項を整理し、あわせて字句整理を行うものです。

博物館法の改正にあたっては、登録博物館の制度について改正がありましたが、市の博物館の管理運営にあたっては、変更となる部分はありません。

附則として、この条例は、博物館法の改正施行に合わせ、令和5年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。

議案第 70 号

令和 4 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 3 号）

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13 億 6,200 万円を追加し、446 億 4,100 万円とします。

現時点までの予算執行状況を的確に分析し、令和 4 年度後期の必要経費を積算した上で、予算に過不足が生じることが予測されるものについて、お願いするものです。

議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

2 ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 9 ページからとなります。）

11 款 地方交付税は、9 億 3,132 万 2 千円の増額です。

1 項 地方交付税のうち、全額「普通交付税」の増額です。

13 款 分担金及び負担金は、4,186 万 7 千円の増額です。

2 項 負担金は、「耕地災害復旧事業負担金」（4,174 万 6 千円）の計上が主なものです。

15 款 国庫支出金は、4,172 万 4 千円の増額です。

1 項 国庫負担金で、1,516 万 4 千円の増額です。「新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金」（1,295 万 8 千円）の計上が主なものです。

2 項 国庫補助金で、2,656 万円の増額です。「学校等における感染症対策等支援事業補助金」（1,147 万 5 千円）の計上が主なものです。

16 款 県支出金は、2 億 514 万 5 千円の増額です。

1 項 県負担金で、110 万 3 千円の増額です。全額「低所得者保険料軽減県負担金過年度分」の増額です。

2 項 県補助金で、1 億 9,349 万 5 千円の増額です。「耕地災害復旧事業費補助金」（1 億 8,633 万 8 千円）の計上が主なものです。

3 項 県委託金で、1,054 万 7 千円の増額です。「長野県新型コロナウイルス感染症外来・検査センター事業実施業務委託金」（947 万 1 千円）の計上が主なものです。

18 款 寄附金は、2 億 5,027 万円の増額です。

1 項 寄附金で、市民の皆様などからの尊いご寄付と「ふるさと寄附金」（2 億円）の計上が主なものです。

19 款 繰入金は、2 億 3,394 万 1 千円の増額です。

2 項 基金繰入金で、「減債基金繰入金」（2 億 7,000 万円）の計上などが主なものです。

20 款 繰越金は、9 億 803 万 6 千円の増額です。

1 項 繰越金で、前年度決算に伴うものです。

21 款 諸収入は、489 万 5 千円の増額です。

5 項 雑入で、「農村公園補償費」（186 万円）の計上が主なものです。

22 款 市債は、12 億 5,520 万円の減額です。

1 項 市債で、発行可能額の決定に伴う「臨時財政対策債」（△4 億 2,900 万円）の計上や、地方債発行残高を抑えるため、「借換債」（△9 億 1,570 万円）の取りやめが主なものです。

以上が歳入の概要です。

3 ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の 18 ページからとなります。）

1 款 議会費は、25 万円の増額です。

1 項 議会費で、職員給与等の増額に伴う「議会費」（25 万円）の増額です。

（事項別明細書は予算説明書の 20 ページからとなります。）

2 款 総務費は、7 億 7,071 万 9 千円の増額です。

1 項 総務管理費で、7 億 7,407 万 1 千円の増額です。ふるさと寄附の年度内寄付採納額を見直したことによる、「寄附採納事務」（2 億 8,259 万 4 千円）の増額や、本庁舎等、公共施設の男性用個室トイレにサンタリーボックスを設置することに伴う「本庁舎管理費」（66 万 6 千円）の増額、繰越金の確定による財政調整基金への積立に伴う「基金積立金」（4 億 8,000 万円）の増額が主なものです。

2項 徴税費で、1,010万2千円の減額です。職員給与等の減額に伴う「税務総務費（1,210万円）の減額が主なものです。

3項 戸籍住民基本台帳費で、615万円の増額です。職員給与等の増額に伴う「戸籍住民基本台帳管理費」（615万円）の増額です。

4項 選挙費で、40万円の増額です。職員給与等の増額に伴う「選挙管理委員会事務費」（40万円）の増額です。

6項 監査委員費で、20万円の増額です。職員給与等の増額に伴う「監査委員事務費」（20万円）の増額です。

（事項別明細書は予算説明書の30ページからとなります。）

3款 民生費は、9,073万4千円の増額です。

1項 社会福祉費で、4,291万9千円の増額です。市民の方から頂いた指定寄附の目的に資するため、福祉基金への積立金の増額などによる「社会福祉総務費」（2,840万円）の増額が主なものです。

2項 児童福祉費で、5,311万5千円の増額です。職員給与等の増額に伴う「児童福祉総務費」（7,380万円）の増額や、職員給与等の減額などによる「認定こども園管理費」（2,829万3千円）の減額が主なものです。

3項 生活保護費で、530万円の減額です。職員給与等の減額に伴う「生活保護総務費（530万円）の減額です。

（事項別明細書は予算説明書の36ページからとなります。）

4款 衛生費は、1億3,568万1千円の増額です。

1項 保健衛生費で、1億3,453万5千円の増額です。安曇野赤十字病院に対する財政支援の実施などに伴う「保健衛生総務費」（4,929万円）の増額や、子宮頸がんワクチン未接種である平成9年から17年に生まれた方への積極的勧奨実施による「予防接種事業」（6,403万6千円）の増額、また本年10月から新たに実施する新生児スクリーニング検査に係る検査料の一部助成として「妊婦・乳児一般健康診査事業」（200万円）の増額が主なものです。

2項 清掃費で、114万6千円の増額です。一部ゴミ集積所の更新に伴い「清掃費」（62万5千円）の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 42 ページからとなります。)

6 款 農林水産業費は、3,686 万 5 千円の増額です。

1 項 農業費で、3,550 万 3 千円の増額です。ビレッジ安曇野浴室サウナの改修工事等に伴う「安曇野の里運営事業」(840 万 1 千円)の増額や、新規就農者、経営継承者等に対して、家賃・農業用機械購入・研修費用の補助を行う「後継者対策事業」(732 万円)の増額、配合飼料価格高騰の影響を受ける畜産農家の事業継続支援のため、飼料購入費の一部を補助することに伴う「畜産振興事業」(1,657 万 3 千円)の増額が主なものです。

2 項 林業費で、297 万 8 千円の増額です。職員給与等の増額に伴う「林業振興事業」(260 万円)の増額などが主なものです。

3 項 耕地費で、161 万 6 千円の減額です。職員給与等の減額に伴う「耕地総務費」(280 万円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 48 ページからとなります。)

7 款 商工費は、8,285 万 6 千円の増額です。

1 項 商工費で、8,285 万 6 千円の増額です。職員給与等の増額に伴う「商工総務費」(7,920 万円)の増額や、冬季の誘客を図るため、穂高神社で実施している「安曇野神竹灯」の開催期間を試験的に延長することに伴う「観光イベント事業」(220 万円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 50 ページからとなります。)

8 款 土木費は、7,004 万 9 千円の増額です。

1 項 土木管理費で、890 万円の減額です。職員給与等の減額に伴う「土木総務費」(890 万円)の減額です。

2 項 道路橋梁費は、4,118 万 9 千円の増額です。市道新設改良事業の増加に伴い「社会資本整備総合交付金事業」(4,118 万 9 千円)の増額です。

4 項 都市計画費で、3,675 万円の増額です。職員給与等の増額に伴う「都市計画総務費」(1,955 万円)の増額や、下水道統廃合事業着手に伴う下水道事業企業会計への出資金として「下水道事業」(1,720 万円)の増額です。

5項 住宅費で、101万円の増額です。公営住宅の整備に伴う移転補償費として「住宅管理費」（101万円）の増額です。

（事項別明細書は予算説明書の54ページからとなります。）

9款 消防費は、719万2千円の増額です。

1項 消防費で、719万2千円の増額です。職員給与等の増額に伴う「災害対策費」（614万7千円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の56ページからとなります。）

10款 教育費は、6,383万1千円の減額です。

1項 教育総務費で、1,524万8千円の増額です。職員給与等の増額に伴う「事務局費」（1,500万円）の増額が主なものです。

2項 小学校費で、1,297万9千円の減額です。新型コロナウイルス感染症対策用品の購入等に伴う「小学校総務管理費」（1,122万6千円）の増額や、債務負担行為の設定に伴う「小学校施設改修事業」（2,978万7千円）の減額が主なものです。

3項 中学校費で、951万6千円の増額です。新型コロナウイルス感染症対策用品の購入等に伴う「中学校総務管理費」（701万6千円）の増額が主なものです。

4項 幼稚園費で、64万7千円の増額です。職員給与等の増額に伴う「穂高幼稚園運営費」（64万7千円）の増額です。

5項 社会教育費で、7,677万9千円の減額です。職員給与等の減額に伴う「社会教育総務費」（8,080万円）の減額が主なものです。

6項 保健体育費で、51万6千円の増額です。施設管理を行う会計年度任用職員関係費用等の増額に伴う「社会体育施設管理費」（51万6千円）の増額です。

（事項別明細書は予算説明書の66ページからとなります。）

11款 災害復旧費は、2億3,148万5千円の増額です。

2項 農林水産施設災害復旧費で、2億3,148万5千円の増額です。重光堰等災害復旧事業実施に伴い「耕地災害復旧事業」（2億3,148万5千円）の増額です。

（事項別明細書は予算説明書の68ページからとなります。）

12 款 公債費は、予算額の変動はありませんが、借換債（9 億 1,570 万円）の発行を取りやめ、減債基金繰入金（2 億 7,000 万円）と一般財源（6 億 4,570 万円）による充当を行う財源の変更となります。

以上が歳出の概要です。

一般会計全体における職員給与関係の補正内容については、予算書 70 ページからの給与費明細書をご覧ください。

一般職について、組織改編と人事異動の反映、10 月採用に伴う給与費等の増額です。補正額は、報酬が 731 万 6 千円の増額、給料が 715 万円の減額、職員手当が 2,908 万円の増額、共済費が 295 万円の増額です。

合計で 3,219 万 6 千円の増額です。

議案書 5 ページの第 2 表、債務負担行為補正です。

「市民意識調査支援業務」「公用車更新事業」「三郷小学校長寿命化改良工事設計業務」の追加 3 事業について、今年度からの複数年契約となるため債務負担行為を設定するものです。

議案書 6 ページの第 3 表、地方債補正です。

追加については、下水道会計へ出資に伴う旧合併特例事業債（衛生債）による追加、変更については、臨時財政対策債発行可能額の決定に伴う減額、また旧合併特例事業債（民生債）等の 4 事業においては、事業費の精査等による限度額の変更です。

また廃止については、地方債発行残高を抑えるための借換債の取りやめに伴う廃止です。

以上により、市債の補正額は 12 億 5,520 万円の減額となり、補正後の発行予定額は 22 億 7,780 万円となります。

なお、地方債現在高の見込み等については、予算説明書 73 ページをご覧ください。

説明は以上です。

議案第 71 号

令和 4 年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,509 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 97 億 1,023 万 4 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入からご説明いたします。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

4 款 県支出金 1 項の県補助金は、43 万 5 千円の増で、歳出の 2 款 保険給付費の増額補正分を、交付金として受けるものであります。

7 款 1 項の繰越金は、4,466 万 3 千円の増で、令和 3 年度決算による前年度繰越金であります。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出であります。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

2 款 保健給付費 2 項 高額療養費は、23 万 5 千円の増、7 項 傷病手当金は 20 万円の増で、いずれも給付費の増加によるものであります。

3 款 国民健康保険事業費納付金費 1 項 医療給付費は、6 千円の増、2 項後期高齢者医療支援金等分は、3 千円の増で、いずれも県へ納付する納付金の増額によるものであります。

（14 ページになります）

5 款 1 項の 積立金は、基金への積立金で、2,300 万円の増であります。前年度繰越額の 1/2 以上を基金に積み立てるもので、現行予算との差額であります。（前年度繰越金 4,866 万 3 千円）

7 款 諸支出金 1 項 償還金利子及び還付加算金は、2 万円の増で、国庫補助金の返還金であります。

8 款 1 項の予備費は、2,163 万 4 千円の増額で、歳入歳出の予算調整によるものです。

説明は以上です。

議案第 72 号

令和 4 年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,849 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 13 億 5,599 万 7 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入からご説明いたします。

（事項別明細書は、10 ページからとなります。）

4 款 1 項の 繰越金は、2,849 万円の増額であります。

出納整理期間中に収納した保険料は繰り越し、本年度の歳出予算から納付金として支払うこととなりますので、計上をするものであります。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出であります。

（事項別明細書は、12 ページからとなります。）

2 款 1 項の 後期高齢者医療広域連合納付金は、2,849 万円の増で、歳入で繰越金として見込んだ保険料を、広域連合へ納付するための増額であります。

説明は以上です。

議案第 73 号

令和 4 年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,738 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 104 億 1,572 万 6 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の 歳入からご説明いたします。

（事項別明細書は 10 ページからとなります。）

8 款 繰入金 補正額は 76 万 7 千円の増額であります。

1 項 一般会計繰入金は、368 万 5 千円の増額で、システム改修委託による事務費繰入金と低所得者保険料軽減負担金の精算による増額であります。

2 項 基金繰入金は 291 万 8 千円の減額で、国県からの過年度分の負担金等の追加交付、令和 3 年度地域支援事業費確定等により、基金の繰入金を減額するものであります。

9 款 繰越金 1 項 繰越金は、2 億 3,661 万 3 千円の増額で、令和 3 年度決算による前年度の繰越金であります。

続きまして 3 ページの歳出となります。

（事項別明細書は 12 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費は、84 万 1 千円の増額で、介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料です。

2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費は、低所得者保険料軽減負担金の確定等による財源振替であります。

3 款 地域支援事業 2 項 包括的支援事業・任意事業費は 39 万円の増額です。職員手当等職員課指示によるものです。

6 款 基金積立金 1 項 基金積立金は 1 億 3,807 万 2 千円の増額で、令和 3 年度決算に伴う剰余金を基金に積み立てるものでございます。

（事項別明細書は 14 ページとなります。）

8款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金は、9,807万7千円の増額で、主に令和3年度の介護給付費と地域支援事業等の国庫負担金等の精算による返還金を補正するものであります。

説明は以上です。

議案第 74 号

令和 4 年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入であります。

令和 3 年度決算により繰越金が確定したことから、3 款 繰越金 12 万 7 千円の増額、2 款 一般会計からの繰入金を 12 万 7 千円減額するものです。

説明は以上です。

議案第 75 号

令和 4 年度 安曇野市有明荘特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入であります。

令和 3 年度決算により繰越金が確定したことから、3 款 繰越金が 6 千円の増額となり、1 款の一般会計からの繰入金を 6 千円減額するものです。

説明は以上です。

議案第 76 号

令和 4 年度 安曇野市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 4 年度安曇野市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度安曇野市水道事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主な建設改良事業

既設管路（老朽管）更新工事 既決予定量 1億351万円

補正予定量 7,500万円

計 1億7,851万円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

第 1 款 第 1 項 営業費用 既決予定額 17億6,153万5千円

補正予定額 8万2千円

計 17億6,161万7千円

第 4 条 予算第 4 条 本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 13億4,266万円は、過年度分損益勘定 留保資金 7億7,515万7千円、建設改良積立金 5 億円、当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額6,750万3千円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

第 1 款 第 1 項 建設改良費 既決予定額 7億8,246万2千円

補正予定額 1億1,721万2千円 計 8億9,967万4千円

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。

普通乗用車購入事業 期間 令和 4 年度から令和 5 年度まで 限度額279万円

別冊の補正予算説明書をお願いします。地方公営企業法施行令17条の2に規定される予算の実施計画 は、2. 3ページになります。この内容について、8から11ページの予算説明書でご説明しますので、8. 9ページをお願いします。

収益的収入及び支出の支出

第1款 水道事業費用 第1項 営業費用 第4目 総係費

既決予定額1億8,267万円を8万2千円増額するものです。

増額の主な理由は、行政財産使用料の算定基礎となる固定資産評価額が評価替えに伴い増加となったことによります。

10・11ページをお願いします。

資本的収入および支出の支出

第1款 資本的支出 第1項 建設改良費 第1目 配水設備工事費は、

既決予定額7億7,692万7千円を1億2千万円増額するもので、

増額の理由については、整備計画に基づく漏水対策事業実施において、事業の施工により、次年度以降実施予定区域の排水管に破管が生じ、漏水の原因となっているため、令和5年度実施予定の区域を前倒しで実施するもの等7,500万円の増並びに

他部署の事業施行に伴い既設の排水管が支障になり、布設替が必要となった 補償工事が 4,500万円増加したことによります。

第3目 固定資産購入費278万8千円の減少は、

公用車の購入が、半導体部品の不足、物流などの影響により本年度中の納車が困難で、令和5年4月以降の見通しになるという情勢により、12ページの債務負担行為を設定し、令和5年度に購入することによるものです。

次に12ページをお願いします。

債務負担行為に関する調書です。

普通乗用車購入事業について、令和5年度までの債務負担行為の設定をお願いするものです。

説明は以上です。

議案第 77 号

令和 4 年度 安曇野市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 4 年度安曇野市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度安曇野市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

第 1 款 第 1 項 営業費用 既決予定額 31億3,727万 7 千円
補正予定額 228万 8 千円
計 31億3,956万 5 千円

第 3 条 予算第 4 条 本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 17億3,148万 8 千円は、過年度分損益勘定 留保資金 4 億1,793万 7 千円、当年度分損益勘定留保資金 6 億7,751万 7 千円、減債積立金 6 億3,150万円、当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 453万 4 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

第 1 款 第 4 項 出資金 既決予定額 0円
補正予定額 1,720万円 計 1,720万円

支出

第 1 款 第 1 項 建設改良費 既決予定額 2 億4,711万 9 千円
補正予定額 816万 6 千円 計 2 億5,528万 5 千円

第 4 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。

下水道施設統廃合事業 期間 令和 4 年度から令和 5 年度まで
限度額 1 億4,949万円

第 5 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科目 職員給与費 既決予定額 7,181万 7 千円
補正予定額 184万 6 千円 計 7,366万 3 千円

別冊の補正予算説明書をお願いします。

地方公営企業法施行令 17 条の 2 に規定される 予算の実施計画 は、2 ページになります。この内容について、8 から 11 ページの予算説明書でご説明いたしますので、8. 9 ページをお願いします。

収益的収入及び支出の 支出

第1款 下水道事業費用 第1項 営業費用 第1目 管きよ費 は、

既決予定額10億4,511万3千円を人事異動に伴う職員の人件費・研修費として222万8千円増額するものです。

第6目 総係費は、上水道事業会計でもご説明しましたが、固定資産評価替に伴う行政財産使用料の増額により既決予定額を6万円増額するものです。

10.11ページをお願いします。

資本的収入及び支出の

収入

第1款 資本的収入 第4項 出資金 第1目 他会計出資金、1,720万の増額は、

明科地区の下水道施設統廃合事業において、令和4年度に実施する接続管きよ実施設計業務についても、合併特例債が利用できることとなったことによるものです。

支出

第1款 資本的支出 第1項 建設改良費 第1目 管きよ工事費は、

既決予定額1億998万6千円を739万8千円増額するものですが、

増額の主な内容は、下水道施設統廃合事業の接続管きよ実施設計業務及び豊科光区の既設管渠沈下箇所解消工事等に伴う実施設計業務等の委託料69万9千円の増額と、マンホールポンプ施設改築更新工事において傷みの激しい箇所を優先して更新することとしたことから、不足する工事請負費669万9千円の増額を行うものです。

第4目 排水設備工事費の76万8千円の増額は、

令和4年度の後半における必要経費を算定したところ、予算に不足が予想されるため行うものです。

次に12ページをお願いします。

債務負担行為に関する調書です。

下水道施設統廃合事業の詳細設計業務（接続管きよ実施設計業務）について、地質調査業務に日数を要し、年度内の業務完了が見込めない状況となったため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

説明は以上です。

議案第 78 号

令和 3 年度 安曇野市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度安曇野市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

歳入からご説明をさせていただきます。

決算書は、2 ページ、3 ページになります。

事項別明細書は、10 ページ、11 ページからになります。

なお、金額は、1 万円単位で、1 万円未満は切り捨てとし、主な内容について申し上げます。

1 款 市税です。

市税は歳入全体の 23.62%を占めておりまして、個人市民税は給与所得納税者の減少などにより、前年度より 5,969 万円の減、一方、法人市民税につきましては、申告納税額の増加もあり 1 億 1,093 万円の増となりました。

固定資産税は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る軽減措置等により、2 億 2,471 万円の減となりました。

市税全体では、収入済額が 118 億 1,804 万円、前年度対比 1.02%減の 1 億 2,130 万円の減でございます。

2 款 地方譲与税は、収入済額 5 億 220 万円で、753 万円の増でございます。

(前年度対比 1.52%増)

3 款 利子割交付金は、収入済額 851 万円で、201 万円の減でございます。

(前年度対比 19.10%減)

4 款 配当割交付金は、収入済額 6,595 万円で、1,956 万円の増でございます。

(前年度対比 42.18%増)

5 款 株式等譲渡所得割交付金は、収入済額 7,084 万円で、株式市場取引の活況などにより 1,726 万円の増でございます。

(前年度対比 32.22%増)

6 款 法人事業税交付金は、昨年度、税制改正により新規創設された交付金であります。収入済額 1 億 9,449 万円で 8,665 万円の増でございます。

(前年度対比 80.36%増)

7 款 地方消費税交付金は、収入済額 23 億 47 万円で、1 億 9,356 万円の増でございます。
(前年度対比 9.19%増)

8 款 ゴルフ場利用税交付金は、収入済額 3,684 万円で、395 万円の増でございます。
(前年度対比 12.03%増)

9 款 環境性能割交付金は、収入済額 3,570 万円で、264 万円の増でございます。
(前年度対比 8.01%増)

10 款 地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が新設されたこともあり、収入済額 2 億 4,403 万円で前年度対比 106.40%増の 1 億 2,580 万円の増でございます。

11 款 地方交付税は、税収入の減額に伴う基準財政収入額が減ったことなどにより、収入済額 126 億 2,473 万円で 16 億 8,660 万円の増でございます。
(前年度対比 15.42%増)

12 款 交通安全対策特別交付金は、収入済額 1,413 万円で 60 万円の減でございます。
(前年度対比 4.08%減)

13 款 分担金及び負担金は、収入済額 2 億 8,649 万円で 978 万円の増でございます。
(前年度対比 3.53%増)

4 ページ、5 ページをお願いします。

事項別明細書は、16 ページ、17 ページからになります。

14 款 使用料及び手数料は、収入済額 2 億 8,258 万円で、2,298 万円の減でございます。
(前年度対比 7.52%減)

15 款 国庫支出金は、収入済額 85 億 7,053 万円、71 億 8,946 万円減でございます。
(前年度対比 45.62%減)

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業補助金 7 億 629 万円、子育て世帯等臨時特別支援事業補助金 14 億 3,929 万円、【繰越明許】社会資本整備総合交付金（体育館分）10 億 2,850 万円が増となり、特別定額給付金給付事業費補助金 97 億 2,590 万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 8 億 3,176 万円などが減となりました。

16 款 県支出金は、収入済額 23 億 9,562 万円で 2,000 万円の減でございます。
(前年度対比 0.83%減)

商工費県補助金 地域支えあいプラスワン消費促進事業補助金 1億9,290万円の減などによるものです。

17 款 財産収入は、市有土地売払収入の増などにより 収入済額 8,056 万円、1,352 万円増でございます。 (前年度対比 20.18%増)

18 款 寄附金は、収入済額 8 億 2,465 万円、ふるさと寄附金の減などにより、2 億 5,621 万円の減でございます。 (前年度対比 23.70%減)

19 款 繰入金は、収入済額 18 億 6,379 万円、公共施設整備基金繰入 5 億円の減などにより 2 億 3,335 万円の減でございます。 (前年度対比 11.13%減)

20 款 繰越金は、収入済額 8 億 8,233 万円で 7,061 万円の増でございます。 (前年度対比 8.70%増)

21 款 諸収入は、収入済額 29 億 3,316 万円、市制度資金元金収入の増などにより 2 億 9,898 万円の増でございます。 (前年度対比 11.35%増)

22 款 市債は、収入済額 39 億 9,749 万円、9 億 4,852 万円の減でございます。 (前年度対比 19.18%減)

臨時財政対策債は、前年度より 5 億 816 万円増の 16 億 9,489 万円となりました。

民生債は、児童館建設事業（特例債）の増、保育所建設事業債の減などにより、前年度より 1 億 4,350 万円増の 2 億 9,820 万円となりました。

土木債は、【繰越明許】体育施設整備事業債の増、体育施設整備事業債の減などにより、前年度より 10 億 2,690 万円増の 17 億 8,300 万円となりました。

衛生債は、新ごみ処理施設建設事業に係わる旧合併特例事業債減などにより、前年度より 24 億 6,580 万円の減となりました。

以上、一般会計収入済額の総額は、500 億 3,322 万円で、前年度より 62 億 5,795 万円減となり、前年度対比 11.12%減でございます。

不能欠損額は、1,494 万円で、前年度より 2,205 万円減となっております。

次に収入未済額ですが 3 億 9,767 万円で、前年度より 6,352 万円の減となっております。

つづきまして、6 ページ 7 ページになります。

歳出でございます。事項別明細書は、56 ページ 57 ページからになります。

1 款 議会費は、支出済額 2 億 2,388 万円で、前年度対比 1.67%減の 381 万円の減

でございます。

2款 総務費は、支出済額 84 億 3,427 万円で、前年度対比 45.80%減の 71 億 2,710 万円の減でございます。

財政 4 基金積立金 31 億 5,489 万円の増、特別定額給付金給付事業 97 億 6,291 万円の減などによるものです。

3款 民生費は、支出済額 156 億 2,663 万円で、前年度対比 19.23%増の 25 億 1,982 万円の増でございます。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業 7 億 3,488 万円の増、令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業 14 億 472 万円の増、穂高北部児童館整備事業 3 億 2184 万円の増、安曇野市子育て世帯支援臨時給付金事業 2 億 5,200 万円の減、子育て世帯への臨時特別給付金事業 1 億 2,232 万円の減などによるものです。

4款 衛生費は、支出済額 28 億 3,569 万円で、前年度対比 43.60%減の 21 億 9,244 万円減でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種対策事業 4 億 9,199 万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 1 億 7,707 万円の増、穂高広域施設組合新ごみ処理施設建設事業一部事務組合負担金 28 億 1,655 万円の減などによるものです。

5款 労働費は、支出済額 5,905 万円で、前年度対比 30.60%減の 2,604 万円の減でございます。

勤労者福祉センター管理事業 2,483 万円の減などによるものです。

6款 農林水産業費は、支出済額 14 億 837 万円で、前年度対比 6.82%減の 1 億 306 万円の減でございます。

ほりで一ゆ〜改修事業 2,170 万円の増、国営広域排水事業負担金 7,800 万円の減などによるものです。

7款 商工費は、支出済額 38 億 200 万円で、前年度対比 14.78%減の 6 億 5,933 万円の減でございます。

飲食店等応援給付金事業 1 億 4,920 万円、宿泊施設応援給付金等事業 7,021 万円、制度資金貸付事業費 9,592 万円の増、プレミアム付商品券事業 1 億 7,288 万円、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業 3 億 5,540 万円、産業団地特別会計繰出金（建設）4 億 2,081 万円の減などによるものです。

8款 土木費は、支出済額 67 億 149 万円で前年度対比 35.82%増の 17 億 6,728 万円の増でございます。

8 ページ、9 ページをお願いします。
事項別明細書は 184、185 ページからです。

9 款 消防費は、支出済額 14 億 4,455 万円で 前年度対比 3.17%減の 4,727 万円の減でございます。

消防団詰所更新・統廃合事業 2,356 万円の減などによるものです。

10 款 教育費は、支出済額 30 億 7,367 万円で、前年度対比 19.86%減の 7 億 6,193 万円の減でございます。

穂高プール解体工事 1 億 1,456 万円の増、学校システム管理事業費 2 億 667 万円の減、【繰越明許】中学校冷房設備等整備事業 5 億 6,690 万円の減などによるものです。

11 款 災害復旧費は、支出済額 6,921 万円で、前年度対比 25.31%減の 2,345 万円の減でございます。

【繰越明許】耕地施設災害復旧事業 2,859 万円の増、道路災害復旧事業 2,873 万円の減、耕地災害復旧事業 2,049 万円の減などによるものです。

12 款 公債費は、支出済額 51 億 5,953 万円で、前年度対比 1.71%増の 8,692 万円の増でございます。

13 款 予備費は 支出額はございませんでした。

以上 一般会計支出済額の総額は 488 億 3,839 万円で、前年度対比 11.86%減の 65 億 7,044 万円の減でございます。

翌年度繰越額は、繰越明許費が 19 事業で 24 億 1,428 万円、事故繰越が 4 事業で 3 億 3,393 万円の合計 27 億 4,821 万円となり、前年度より 1 億 8,690 万円の減でございます。

最後に 237 ページをお願いします。
実質収支に関する調書についてご説明いたします。

歳入総額 500 億 3,322 万 9 千円、歳出総額 488 億 3,839 万 2 千円、歳入歳出差引額は 11 億 9,483 万 6 千円となり、翌年度へ繰越すべき財源であります繰越明許費繰越額 2 億 2,776 万 6 千円と事故繰越し繰越額 903 万 4 千円を合算しました 2 億 3680 万円を差し引いた実質収支額は 9 億 5,803 万 6 千円となり黒字決算となっております。

説明は以上です。

議案第 79 号

令和 3 年度 安曇野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法 第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度安曇野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに、歳入であります。決算書は 240 ページ、事項別明細書は、244 ページからとなります。

なお、金額につきましては議案第 79 号、第 80 号、いずれも収入済額及び支出済額を万円単位、1 万円未満切り捨てで、主な内容について申し上げます。

1 款 国民健康保険税は、収入済額 19 億 6,982 万円で、不納欠損額は 1,071 万円、収入未済額は 1 億 7,455 万円であります。

2 款 使用料及び手数料 1 項の手数料は、100 万円で、督促手数料であります。

3 款 国庫支出金 1 項の国庫補助金は、320 万円で、主な内訳は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、所得が減少した国保被保険者の国保税減免に係る補助金が、207 万円であります。

(246 ページとなります。)

4 款 県支出金 1 項の県補助金は、69 億 1,974 万円で、主な内訳は、医療費等の支払いに対する普通交付金が 68 億 2,251 万円、特定健康診査等負担金が 2,947 万円、保険者努力支援分が 5,208 万円、特別調整交付金が 884 万円などであります。

5 款 財産収入は、96 万円で、基金積立金利子であります。

6 款 繰入金 1 項の他会計繰入金は、6 億 3,702 万円であります。

主な内訳は、保険基盤安定事業や、財政安定化支援事業、事務費など市の負担分についての繰り入れであります。

7 款 繰越金は、7,892 万円であります。

(248 ページとなります。)

8 款 諸収入は、9,720 万円であります。主な内訳は、

1 項の 延滞金及び過料は、1,641 万円で、保険税の延滞金であります。

4項の 受託事業収入は1,396万円、後期高齢者健診に対する広域連合からの受託料であります。

6項の 雑入は、6,556万円、交通事故などに伴う、第三者行為納付金や被保険者からの返納金、療養給付費の前年度精算に伴う返還金などあります。

以上、歳入合計は、収入済額で97億789万7,190円あります。

続きまして、決算書242ページの 歳出となります。事項別明細書は、250ページからとなります。

1款 総務費は、支出済額3,655万円、主なものは

1項の 総務管理費は、2,773万円で、事務的経費としての一般管理費と、県の国保連合会への負担金でございます。

(252ページとなります。)

2款 保険給付費は、68億6,765万円あります。

1項の 療養諸費は、59億6,337万円で、医療費の保険者負担分として、療養給付費や柔道整復などの療養費、そして審査支払手数料となっております。

2項の 高額療養費は、8億5,948万円あります。

(254ページとなります。)

4項の 出産育児諸費は、2,141万円で、出産育児一時金51件分となっております。

(256ページとなります。)

6項の 精神諸費は、1,968万円で、障害者総合支援法による精神通院医療の受給者の自己負担分の補助でございます。

3款 国民健康保険事業費納付金は、24億7,027万円あります。

県の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、納付するものでございます。

(258ページとなります。)

4款 保健事業費は、1億6,505万円あります。

1項の保健事業費が1,171万円で、会計年度任用職員報酬等の他、医療費通知経費、健康ポイント券配布経費などあります。

2項の特定健康診査等事業費は、1億5,334万円で、特定健診の委託料と 人間ドックの補助が主なものとなっております。

(260ページとなります。)

5款 積立金は、4,096 万円で、国民健康保険支払準備基金への積み立てであります。

6款 公債費は、支出額はございませんでした。

7款 諸支出金は、7,872 万円であります。

主なものは、保険税の還付金及び加算金、療養給付費等負担金返還金であります。

8款 予備費は、支出額はございませんでした。

以上、歳出合計は、支出済額 96 億 5,923 万 4,158 円であります。

続きまして、265 ページの「実質収支に関する調書」となります。千円単位となりますが、歳入総額が 97 億 789 万 7 千円、歳出総額が 96 億 5,923 万 4 千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、4,866 万 3 千円となりまして、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は以上です。

議案第 80 号

令和 3 年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法 第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに、歳入であります。決算書は 268 ページ、事項別明細書は、272 ページからであります。

1 款 後期高齢者医療保険料の収入済額は、10 億 19 万円、不納欠損額は 32 万円、収入未済額が、506 万円であります。

2 款 使用料及び手数料 1 項 手数料は、11 万円で、督促手数料であります。

3 款 繰入金は 2 億 8,747 万円、一般会計からの繰入であります。
主なものは、保険基盤安定繰入金、2 億 5,151 万円であります。

4 款 繰越金は、2,567 万円であります。

5 款 諸収入は、47 万円、延滞金及び保険料還付金であります。

以上、歳入合計 収入済額は、13 億 1,394 万 5,277 円であります。

続きまして、決算書 270 ページの 歳出となります。事項別明細書は、274 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 467 万円、一般管理費や保険料の徴収に係る事務的経費であります。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金は、12 億 8,020 万円、保険料、事務費及び基盤安定に係る負担金であります。

3 款 諸支出金は 46 万円、保険料の還付金であります。

4 款 予備費は、支出額はございませんでした。

(276 ページとなります。)

以上、歳出合計の支出済額は、12 億 8,535 万 4,335 円であります。

続きまして、279 ページの「実質収支に関する調書」となります。千円単位となりますが、歳入総額が 13 億 1,394 万 5 千円、歳出総額が 12 億 8,535 万 4 千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、2,859 万円であります。歳入歳出差引額の数値の相違は端数処理によって生じたものであります。

説明は以上です。

議案第 81 号

令和 3 年度 安曇野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法 第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度安曇野市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

はじめに歳入からご説明いたします。

決算書は 282 ページ、事項別明細書は、286 ページからとなります。

1 款 保険料は、収入済額 21 億 2,263 万円、不納欠損額は 207 万円、収入未済額は 1,047 万円であります。

2 款 使用料及び手数料は、収入済額 24 万円であります。

3 款 国庫支出金は、23 億 250 万円であります。主なものは介護給付に対する国庫負担金が、16 億 5,014 万円のほか、国庫補助金が 6 億 5,236 万円、高齢化率等を考慮して交付される調整交付金などがございます。

(288 ページです。)

4 款 支払基金交付金は、25 億 1,175 万円、2 号被保険者の保険料であります。

5 款 県支出金は、13 億 9,659 万円、1 項の介護給付費に対する県負担金が 13 億 3,400 万円、2 項県補助金は 6,259 万円で、地域支援事業交付金であります。

6 款 サービス収入は、2,148 万円、介護予防サービス計画費収入であります。

7 款 財産収入は、132 万円、支払い準備基金積立金の利子であります。

8 款 繰入金は、13 億 3,569 万円、一般会計からの繰入金であります。

(290 ページをお願いします。)

9 款 繰越金は、1 億 4,638 万円、前年度からの繰越金であります。

10 款 諸収入は、20 万円、第 3 者納付金などあります。

以上によりまして、歳入合計は、収入済額で 98 億 3,884 万 4,548 円でございます。

続きまして、決算書の 284 ページ、歳出をご説明いたします。事項別明細書は 292 ページからとなります。

1 款 総務費は、支出済額 8,600 万円であります。

主なものは 1 項総務管理費のほか、3 項 介護認定審査会費は、認定調査員の報酬及び、松本広域連合認定審査会への負担金等で 6,994 万円となっております。

(294 ページです。)

2 款 保険給付費は、89 億 3,000 万円であります。

主なものは

1 項 介護サービス等諸費が、85 億 1,647 万円であります。

そのほか、

3 項 高額介護サービス等費が、1 億 7,936 万円、

4 項 特定入所者介護サービス等費が、2 億 111 万円、これは施設入所者への低所得者対策として、食費等の負担限度額を超えた分を給付したものでございます。

5 項 高額医療合算介護サービス等費が、2,440 万円であります。

(296 ページです。)

3 款 地域支援事業は、4 億 1,873 万円であります。

1 項 介護予防事業は、1,271 万円、一般介護予防事業における委託料等でありま
す。

2 項 包括的支援事業・任意事業費は、9,596 万円、地域包括支援センターで行わ
れる事業や地域包括ケア推進事業等でございます。

3 項 介護予防・日常生活支援総合事業は、3 億 784 万円、総合事業に関する介護
予防生活支援サービス事業の負担金等でございます。

(300 ページです。)

4 款 介護サービス事業費は、1,953 万円、要支援者のケアプラン作成委託料であり
ます。

5 款 基金積立金は、1 億 2,742 万円でございます。

6 款 公債費の支出額はございません。

(302 ページです。)

7款 諸支出金は、2,051万円、償還金及び還付加算金で、介護保険料の還付金や、国庫負担金等を翌年度精算して超過交付分を返還したものなどであります。

以上によりまして、歳出合計は、支出済額で96億222万7,344円でございます。

続きまして305ページの「実質収支に関する調書」となります。千円単位となりますが、歳入総額が98億3,884万4千円、歳出総額が96億222万7千円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は2億3,661万7千円となり、翌年度に繰り越すこととなります。

説明は以上です。

議案第 82 号

令和 3 年度 安曇野市上川手山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

山林財産区特別会計 5 件について、説明をさせていただきます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度安曇野市上川手 山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算書 308～309 ページをお願いいたします。

歳入 1 款 1 項 財産運用収入の収入済額は 1,322,794 円で、土地貸付収入及び基金利子となります。

2 款 1 項 繰越金の収入済額は 1,250,068 円です。

歳入合計は、収入済額 2,572,862 円となります。

続きまして、歳出を説明いたします。

決算書の 310～311 ページをご覧ください。

1 款 1 項 総務管理費は、支出済額 1,082,603 円で管理会の委員報酬、事務事業委託料、基金積立金等であります。

2 款及び 3 款の支出は無く、

歳出合計は、支出済額 1,082,603 円であります。

続いて、316～317 ページ。

歳入歳出差引残額は、1,490,259 円となりました。

なお、繰越等はございません。

説明は以上です。

議案第 83 号

令和 3 年度 安曇野市北の沢山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度安曇野市北の沢山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算書 320～321 ページをお願いいたします。
歳入から説明いたします。

1 款 1 項 財産運用収入の収入済額は 61,913 円で、土地貸付収入及び基金利子となります。

2 款 1 項 繰越金は 425,031 円です。

3 款 1 項 基金繰入金は 425,000 円です。

歳入合計は、収入済額 911,944 円であります。

続きまして、歳出を説明いたします。
決算書の 322～323 ページをご覧ください。

1 款 1 項 総務管理費は、支出済額 255,857 円で、会議出席謝礼ほか、基金積立金等であります。

歳出合計は、支出済額 255,857 円であります。

続いて、328～329 ページ。

歳入歳出差引残額は 656,087 円となります。

なお、繰越等はございません。

説明は以上です。

議案第 84 号

令和 3 年度 安曇野市有明山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度安曇野市有明山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算書 332～333 ページをお願いいたします。
歳入から説明いたします。

- 1 款 1 項 分担金の収入済額は 234,200 円で、管理費分担金です。
 - 2 款 1 項 財産運用収入は 47,557 円で、基金利子及び土地貸付収入になります。
 - 3 款 1 項 繰越金は 623,311 円です。
- 歳入合計は、収入済額 905,068 円であります。

続きまして、歳出を説明いたします。
決算書の 334～335 ページをご覧ください。

- 1 款 1 項 総務管理費は、支出済額 199,387 円で、管理会保険料、基金積立金等
であります。
- 歳出合計は、支出済額 199,387 円であります。

続いて、340～341 ページです。
歳入歳出差引残額は 705,681 円となりました。
なお、繰越等はございません。

説明は以上です。

議案第 85 号

令和 3 年度 安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度安曇野市富士尾沢山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算書 344～345 ページをお願いいたします。
歳入から説明いたします。

1 款 1 項 分担金の収入済額は 315,700 円で、管理費分担金です。

2 款 1 項 財産運用収入は 5,950 円で、基金利子になります。

3 款 1 項 繰越金は 612,698 円です。

歳入合計は、収入済 934,348 円であります。

続きまして、歳出を説明いたします。
決算書の 346～347 ページをご覧ください。

1 款 1 項 総務管理費は、支出済額が 231,342 円で、管理会保険料、基金積立金等であります。

歳出合計は、支出済額 231,342 円であります。

続いて、352～353 ページです。

歳入歳出差引残額は 703,006 円となりました。

なお、繰越等はございません。

説明は以上です。

議案第 86 号

令和 3 年度 安曇野市穂高山林財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度安曇野市穂高山林財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

決算書 356～357 ページをお願いいたします。
歳入から説明いたします。

1 款 1 項分担金の収入済額は 292,900 円で、管理費分担金です。
2 款 1 項財産運用収入の収入済額は 5,012 円で基金利子となります。
3 款 1 項 繰越金は 474,911 円です。
歳入合計は、収入済額 772,823 円であります。

続きまして、歳出を説明いたします。
決算書の 358～359 ページをご覧ください。

1 款 1 項 総務管理費は、支出済額 303,264 円で、保険料、基金積立金等であり
ます。
歳出合計は、支出済額 303,264 円であります。

続いて、364～365 ページをお願いいたします。
歳入歳出差引残額は 469,559 円となりました。
なお、繰越等はございません。

山林財産区特別会計決算の説明は、以上です。

議案第 87 号

令和 3 年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度安曇野市産業団地 造成事業特別会計 歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

別冊の決算書により説明させていただきます。事項別明細書 372、373 ページをご覧ください。

歳入でございます。1 款財産収入は、あづみ野産業団地の 3 社分の土地売り払い収入 11 億 3,495 万 9,808 円、2 款繰入金は、173 万 6,000 円、一般会計からの繰入金であります。3 款繰越金 3 億 358 万 1,350 円、前年度の繰越金であります。

歳入合計収入済額は、14 億 4,027 万 7,158 円です。

次に 374、375 ページをご覧ください。歳出になります。

あづみ野産業団地拡張事業に伴う工事請負費、償還元金等が主な事業費であります。

主な内容は、12 節 委託料 336 万 6,000 円、14 節 工事請負費 3 億 13 万 5,000 円、22 節 償還元金・償還利子 6 億 4,696 万 351 円が主な歳出となります。

歳出合計支出済額は、14 億 4,014 万 9,123 円です。

377 ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額 14 億 4,027 万 7,000 円、歳出総額 14 億 4,014 万 9,000 円で、歳入歳出差引額 12 万 8,000 円で、実質収支額は 12 万 8,000 円の黒字決算でございます。

説明は以上です。

議案第 88 号

令和 3 年度 安曇野市有明荘特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度 安曇野市有明荘特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

それでは、別冊の決算書により説明させていただきます。事項別明細書 384、385 ページをご覧ください。

歳入でございます。

1 款 繰入金、1,514 万 5 千円 一般会計からの繰入金です。

3 款 繰越金 5,707 円、前年度繰越金でございます。

歳入合計収入済額は、1,515 万 707 円であります。

次に事項別明細書 386、387 ページをご覧ください。

1 款施設事業費で、主な内容につきましては、10 節需用費 施設修繕費 142 万 6,590 円で、非常放送設備など施設老朽化に伴う修繕費です。

13 節借地料 149 万 7,200 円は有明荘敷地の借地料として中部森林管理局への支払いでございます。

14 節工事請負費 1,064 万 2,500 円につきましては、温泉配管施設工事、食器洗淨機設置工事、エアコン設置工事等であります。

歳出合計支出済額は、1,514 万 2,998 円です。

389 ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 1,515 万円、歳出総額 1,514 万 2,000 円、歳入歳出差引額及び実質収支額とも 7,000 円の黒字決算となっております。

説明は以上です。

議案第 89 号

令和 3 年度 安曇野市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 3 年度安曇野市水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度安曇野市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

別冊の水道事業決算書によりご説明いたします。令和 3 年度安曇野市水道事業会計決算書 安曇野市下水道事業会計決算書をご用意いただければと思います。

説明にあたり、万円未満切捨てとさせていただきますので、よろしく申し上げます。

水道事業決算書の 2 ページ、3 ページをお願いします。ここでの金額は消費税を含んだ額となります。

1 収益的収入及び支出で、

(1) 収入の、第 1 款 水道事業収益の決算額は、23 億 1,395 万円、前年度より 2,106 万円の減です。

この主な理由は、水道料金収入及び長期前受金戻入の減によるものです。

(2) 支出の、第 1 款 水道事業費用の決算額は、18 億 6,778 万円で、前年度より 6,826 万円の増です。

この主な理由は、平成 29 年度から 4 年間の継続事業で実施した豊科・明科地域整備事業で整備した資産の減価償却費の増によるものです。

続きまして、2 の資本的収入及び支出です。(1) 収入の、

第 1 款 資本的収入は 1 億 3,361 万円で前年度比 1 億 2,441 万円の減です。

この主な理由は企業債の借入を行わなかったこと、豊科・明科地域整備事業の終了に伴い一般会計出資金が無くなったことによります。

次に、(2) 支出の第 1 款

資本的支出の決算額は、13 億 1,024 万円、前年度より 4 億 6,367 万円の減です。

この主な理由は、豊科・明科地域整備事業が令和 2 年度で完了したことによります。

4 ページをお願いします。ここからは経営状況を明らかにするための財務諸表で、決算額は消費税を除いた額となります。

それでは、損益計算書について

1 営業収益は 18 億 6,285 万円、2 営業費用は 16 億 4,345 万円となり、営業収益から営業費用を引いた、営業利益（(7)の下）は 2 億 1,940 万円となりました。

3 営業外収益は、2 億 7,430 万円、次、5 ページの

4 営業外費用は 1 億 846 万円となった結果、営業収益と営業外収益を足した収益から、営業費用と営業外費用を足した費用を差し引いた、経常利益（(3)の下）は、前年度に比べ 4,542 万円減少し、3 億 8,524 万円となりました。

減少の主な理由は、年間給水量が減少したことによるもので、コロナ禍のいわゆる「巣ごもり需要」が行動制限の緩和により縮小したものと判断しております。

当年度純利益ですが、

3 億 8,524 万円の黒字決算となりました。この純利益に前年度から繰越された利益剰余金 90 万円と、その他未処分利益剰余金変動額の 3 億 5,000 万円を加え当年度未処分利益 剰余金は、7 億 3,614 万円となりました。

次に、6 ページ、7 ページをお願いします。

先ほどの令和 3 年度末の未処分利益剰余金、7 億 3,614 万円は、上段の計算書において右から 3 列目の計算によりもとめられていますが、この内 7 億 3,524 万円については、6 ページ、下段にあります、令和 3 年度安曇野市水道事業 剰余金処分計算書（案）により処分したく、議会の議決をお願いする内容です。

処分とは、その剰余金を今後どのように活用するかということで、表の 3 行目からの処分数額 7 億 3,524 万円の内訳ですが、水道ビジョンによる、今後の建設改良工事の財源とするため、3 億 8,524 万円を建設改良積立金に積み立てます。

また、令和 3 年度補てん財源とした積立金を、資本金へ戻すため 3 億 5,000 万円を資本金へ組入れを行い、処分後の残高 90 万円を翌年度に繰り越しするという内容です。

8・9 ページをお願いします。

貸借対照表です、（8 頁の一番下）資産合計は、261 億 2,323 万円、（右ページの中央）負債合計は、110 億 7,146 万円、（9 ページ下から 2 行目の）資本合計は、150 億 5,177 万円、（その下の）負債と資本の合計は、261 億 2,323 万円となり、8 ページの資産合計と同額となります。

令和 3 年度、負債は企業債償還により前年度比 4 億 9,046 万円減少し、また前年度決算で取り崩した建設改良積立金を資本金に組み入れたため、前年度に比べ資本金は、3 億 5 千万円増加しました。

10 ページ以降は、決算事業報告、業務の決算比較、財務諸表の内容をお示しするための資料です。

説明は以上です。

議案第 90 号

令和 3 年度 安曇野市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 3 年度安曇野市下水道事業剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度安曇野市下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

安曇野市下水道事業決算書の 34 ページ、35 ページをお願いします。

1 収益的収入及び支出で、

(1) 収入の、第 1 款 下水道事業収益の決算額は、42 億 7,257 万円、前年度比 8,139 万円の減で、一般会計負担金、長期前受金戻入の減が主な理由です。

(2) 支出の、第 1 款 下水道事業費用の決算額は、36 億 4,407 万円で、前年度比 8,500 万円の減です。

この主な理由は、減価償却費（及び支払利息）の減です。

続きまして、2 の資本的収入及び支出です。(1) 収入の、第 1 款 資本的収入の決算額は 8 億 3,389 万円、前年度比 1,399 万円の増です。

この主な理由は、資本費平準化債の借入れ増と社会資本整備総合事業交付金の補助金の皆増によります。

次に、(2) 支出になります。資本的支出の決算額は、26 億 257 万円、前年度比 8,314 万円増です。

この主な理由は、企業債償還金の増によるものです。

次に、36 ページをお願いします。損益計算書です。

1 営業収益は 16 億 6,521 万円、2 営業費用は 29 億 7,536 万円となり、営業損失は 13 億 1,014 万円となりました。

3 営業外収益は、24 億 4,173 万円、4 の営業外費用は、5 億 5 万円となった結果、経常利益は、前年度比 280 万円増の 6 億 3,153 万円となりました。

増額の主な要因は、公共下水道接続率向上による下水道使用料の増によるものと判断しております。

当年度純利益ですが、

6億3,153万円の黒字決算となりました。この純利益に前年度から繰越された利益剰余金19万円と、その他未処分利益剰余金変動額の6億2,870万円を加え当年度未処分利益剰余金は、12億6,042万円となりました。

次に、38・39ページをお願いします。

先ほどの、令和3年度末の未処分利益剰余金、12億6,042万円は、上段の計算書において右から3列目の計算によりもとめられていますが、この内12億6,020万円については、38ページ、下段にあります、令和3年度安曇野市下水道事業剰余金処分計算書（案）により処分したく、議会の議決をお願いする内容です。

表の3行目からの処分数の内訳ですが、今後の企業債償還に充てるため減債積立金へ6億3,150万円を積み立て、令和3年度補てん財源とした積立金を、資本金へ戻すため6億2,870万円を資本金へ組入れを行い、処分後の残高22万円を翌年度に繰り越しするという内容です。

40ページからが貸借対照表です。（ページ下の）資産合計は、589億1,992万円、（右ページ中央の）負債合計は、494億598万円、（ページ下から2行目の）資本合計は、95億1,394万円、負債と資本の合計は、589億1,992万円となります。

42ページ以降については、決算事業報告、業務の決算比較、財務諸表の内容をお示した、決算資料です。

議案の説明は以上です。

両事業会計ともに黒字決算となりましたが、上水道事業においては、当年度純利益が下がっておりますし、下水道事業においては、法定内ではありますが一般会計から16億円が繰入られていますので、引き続き、業務の効率化を図り経営基盤の強化に努め、上水道ビジョン及び下水道経営戦略に基づく事業の推進に取り組んでまいります。

議案第 91 号

市有財産の処分について（安曇野市消防団第 12 分団第 3 部第 2 班詰所建物の譲与）

市有財産である、安曇野市消防団第 12 分団第 3 部第 2 班詰所建物を、白金区に譲与することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号及び同法第 237 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

対象建物は、安曇野市穂高 1954 番地に所在し、昭和 62 年 12 月建築、木・鉄骨造かわらぶき 2 階建て、敷地面積 1 階 32.82 m²、2 階 33.14 m²でございます。消防団詰所の統廃合に伴い用途を廃止しておりましたが、土地所有者である白金区から譲与を受けたいとの申し出があったものです。

対象建物については、土地賃貸借契約により、契約を解除する際に解体して原状回復する必要がありますが、白金区の同意があれば原状回復の必要はなくなります。

また、対象建物は、建設当時地元住民が主体となって資金調達して建設されたものであることも確認されております。

このことから、対象建物を白金区へ無償譲与いたします。

本年 6 月、白金区が地縁団体として認可され、譲与を受ける準備が整ったことから、本議案を提出し市有財産の処分について議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

議案第 92 号

市有財産の処分について（安曇野市南小倉林業研修集会施設土地及び建物の譲与）

市有財産である 南小倉林業研修集会施設 土地及び建物を、下記のとおり譲与することについて、地方自治法 第96条第1項第6号及び同法 第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 譲与する物件の所在等

物件 土地 安曇野市三郷小倉 1588番2 宅地 509.43 m²
物件 建物 安曇野市三郷小倉 1588番地2
家屋番号 1588番2
建築年月 平成10年4月
種類 集会所
構造 木造2階建て
床面積 1階 186.80 m² 2階 181.83 m²

2 譲与の相手方

記載のとおり

当議案につきましては、公共施設再配置計画に基づき、地区集会施設の譲与を行うものです。

安曇野市 南小倉林業研修集会施設は、平成10年に 林業構造改善事業により設置した市の施設であります。実質的には南小倉区の集会施設であるため、区に移管するべく協議を進めてまいりました。

当施設の建設整備費に関し、区で一定の負担を行っていることから、移管については無償譲与といたします。

このたび、南小倉区との協議が整ったことから、本議案を提出し、市有財産の処分についての議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

議案第 93 号

市道の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

別紙（1 ページ）の市道認定路線調書をご覧くださいと思います。

今回の認定路線は 1 路線ございます。

路線の位置につきましては、2 ページの認定路線位置図をご覧くださいと思います。

2 ページの整理番号 1 の堀金 1783 号線は、宅地造成により築造された道路であり、市道として管理すべき道路でありますので、市道認定するものであります。

説明は以上です。

議案第 94 号

地区土地利用計画について

安曇野市の適正な土地利用に関する条例、第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり地区土地利用計画を定めたいので、議会の議決を求めるものです。

1 ページを、ご覧いただきたいと思います。

条例第 13 条第 1 項の規定により、地区土地利用計画の対象となる区域に次の事項を定めます。

(1) 地区の土地の範囲であります。

3 ページに区域図を添付してございますが、穂高本郷地区で、穂高自動車学校及び穂高工業団地の南、広域農道の東 500m に位置する、安曇野市穂高 7171 番 1 以下、6 筆で、計画面積はおおむね 5,900 m²でございます。

(2) 地区の土地利用の方針・目指すべき方向です。

土地利用基本計画では「田園環境区域」、景観計画では「田園エリア」、都市計画マスタープランでは「良好な営農環境や田園に調和した集落の維持・継承を図るゾーン」としております。

本地区の周辺には基本集落や田園が立地しており、周辺の良い田園環境との調和を基本としながら、緑豊かな居住エリアの形成を目指し、本地区を良好な一戸建て住宅を中心とする低層住宅地区として誘導を図るものであります。

(3) 地区の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準です。

建物の用途は、一戸建ての住宅、公民館・集会所。また、これらに附属するもの、及びゴミステーションに限定しています。

建蔽率や容積率は 50% と 80% 以下に、敷地面積の最低限度は 300 m²としています。

また、建築物の壁面後退は、隣地から 1.0m 以上、道路から 2.0m 以上とし、高さ制限は 10m 以下としています。

垣（かき）・柵（さく）の構造の制限につきましては、道路境界から奥行 1.0m までは生垣、高さ 0.6m 以下の塀等又は高さ 1.5m 以下の門柱としております。

2 ページを、ご覧いただきたいと思います。

条例第 13 条第 2 項により、必要に応じて定められる事項です。

地区の利用に供される道路、公園その他公共施設の整備に関する計画でございますが、地区内の開発道路の幅は 6.0m としております。

緑化につきましては、法定面積である全体面積の3%以上として市に帰属し、管理は当地区により行うこととしております。

その他市長が地区の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要と認める事項につきましては、当地区の環境、安全の維持・保全のため、区画を資材置き場にしないこと、路上駐車をしないこと、地盤高を原則として維持すること、道路の隅切りを自動車の出入り口としないこととしております。

説明は以上です。